平成２４年（フ）第３０８号
大阪市住之江区柴谷２丁目１番１―101号
債務者　河﨑眞己子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１６号
大阪府八尾市若草町３番35―306号
債務者　吉田　弘樹
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５２号
大阪市天王寺区上本町５丁目４番17―1103号
債務者　宮脇　正樹
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６６号
大阪市北区万歳町３番８―712号
債務者　荒木眞知子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９２号
大阪府寝屋川市境橋町24番21号
債務者　中島　留美
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９８０号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目２番96―409号、前住所大阪府交野市星田３丁目28番13号
債務者　堤　　幸一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９９６号
大阪市旭区赤川２丁目16番19号、前住所大阪府松原市高見の里６丁目８番７号
債務者　宮本　章悟
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０６３号
大阪府豊中市大黒町２丁目６番５号
債務者　國本　勝彦
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０６４号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目６番20号　セワール吉田602号
債務者　北本　　弘
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０７０号
大阪市北区末広町２番38号　ラインビルド扇町401号室
債務者　舛成　美保
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４２５号
堺市中区辻之825番地１
債務者　岡村　博敏
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５５３号
大阪府羽曳野市はびきの２丁目７番８号、前住所大阪府富田林市寺池台４丁目２番322―502号
債務者　渡久地政汰
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５７４号
大阪府南河内郡太子町大字春日181番地の１
債務者　米澤富美代（旧姓湯原・石垣）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
堺市西区鳳東町７丁811番地６　フルレゾン鳳102号
債務者　小田　克已
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
大阪府大阪狭山市東野西２丁目818番地の２
債務者　石田　政和
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
仙台市宮城野区岩切１丁目３番16号　日野アパート202
債務者　鎌田　政栄
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
仙台市宮城野区栄２丁目10番４号　セジュール栄Ｃ―102、従前の住所仙台市宮城野区燕沢２丁目19番８号
債務者　前田　　宏
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係